別表（第5条関係）

再燃火災防止活動基準表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構  造  別 | 特に残り火が生じ  やすい場所等 | 点 検 要 領 | 搬 出 ・ 破 壊 要 領 |
| 木  造  木  造 | 屋根、小屋裏、天井裏  床下等 | 点検口（押し入れの天井部  分等）から内部を視認する。 | 1 かや、わらぶき屋根及び小屋裏に収容してあるわら等は、屋外の安全な場  所に搬出する等必要な措置を講じる.  2 小屋裏、天井裏及び床下の点検には  天井及び床を一部破壊する。 |
| 家具類（箪笥）又は戸棚の裏側 | 1 移動させて火気及び煙の有無を確かめる。  2 内部の収容物を視認する。 | 1 収容物の内、衣類、書籍類等で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な措置を講じる。  2 家具類又は戸棚等を移動して必要に応じ局部破壊する。 |
| 押し入れ、戸袋 | 1 収容物を引出し、内部を視認し、火気及び煙の有無を確かめる。  2 小屋裏への燃え抜け状況を確認する。 | 1 収容物等で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な処置を講ずる。  2 小屋裏の点検は、天井及び壁の一部を破壊する。 |
| 厨房等火気使用施設周囲の鉄板張り内装裏面及び煙突の貫通部分等 | 変色部分等の表面を素手で触れて温度を確かめる。 | 変色部分等の表面温度の高い部分及びその最上部又は貫通部分を局所破壊  する。 |
| 瓦下地、畳の合わせ目等 | 1 焼け止まり箇所等を視認する。  2 畳で焼きの深いものは、床まで燃え抜けているか確認する。 | 1 畳で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等必要な処置を講じる。  2 屋根の点検は、瓦及びその下地の一部を破壊する。 |
| 柱、梁、合掌等のほぞ部分等 | 1 視認及び表面を素手で触れて温度を確認する。  2 通し柱等に焼きがある場合は、小屋裏及び天井裏及まで確認する。 | 必要に応じ、牽引ロープ等により柱、梁等を転倒又は落下させる。 |
| 焼き堆積物等 | 堆積物内部の火気を確認す  る。 | 1 可能な限りとび口等で掘り起こし、又は掘り崩しを行う。  2 農薬、肥料、その他科学薬品等で、注水、加熱等により発熱の危険性があるものはできる限り屋外の安全な場所に搬出するなど必要な処置を講じる。 |
| 布団、マット、繊維類  紙、木材、木くず類、わら類等 | 深部に残った火気を素手で触れるなどして確認する。 | 消火器で消火したもの又は変色しているものなど、できる限り屋外の安全な場所に搬出するなど必要な処置を講じる。 |
| 強い輻射熱を受けた部分及び風下の消防対象物の飛び火危険個所 | 変色又は強い輻射熱を受けたと予測される部分を素手で触れて温度を確かめる。 | 1 変色又は受熱温度等から必要に応じて一部を破壊する。  2 布団、繊維類等深部に火種が残りやすいものについては、できる限り屋外の安全場所に搬出する等必要な処置を講じる。 |
| 防  火  造 | モルタル壁等二重壁内等 | 変色又は強い輻射熱を受けたと予測される部分を素手で触れて温度を確かめる。 | 必要に応じ、二重壁の一部を破壊す  る。 |
| その他木造及び耐火造に準ずる。 | | |
| 耐火造  ）  簡易  耐火構造  （ | ダクト、パイプスペース等のたて穴部分等 | 1 点検口等から内部視認す  る。  2 直上階へのたて穴部分等で埋め戻しの有無を点検す  る。  3 可燃物と接している部分を点検する. | 1 押し入れ等の収容物を引き出し、たて  穴等の有無を確認する。  2 ダクト等の一部を破壊する。 |
| ダクト、パイプ等の壁体及び床貫通部分の仕上げ材並びに埋め戻し箇所等 | 1 点検口等から視認する。  2 変色部分等の表面を素手で触れて温度を確かめる。 | ダクト、天井、側壁等の一部を破壊する。 |

その他注意事項

　１　建物火災におけるぼや、部分焼及び半焼時の活動は、消防隊等の放水体制確保を前提とし、可能な限り、背負式消火水のう（ジェットシューター）並びに水バケツ等を使用して水損防止を図ること。

　２　注水については、全般に低圧注水で、状況により棒状及び噴霧を併用し、さらに風上から順次障害物等を排除しつつ行うこと。

　３　建物火災をはじめ全般に火災原因調査を考慮し、むやみに内容物等を搬出、移動しないとともに、必要以上の破壊は慎むこと。また、やむを得ず内容物等の搬出、移動及び破壊を行ったときは火災調査員に必ず報告をするとともに、搬出、移動及び破壊前の状況を説明すること。

　４　再燃危険箇所の活動は、建物構造その他の特性を勘案し、各種資器材を有効に活用して実施すること。

　５　屋根瓦の落下等その他危険防止に配慮するとともに、各隊相互に協力し、効率的に活動を実施すること。

　６　活動の実施状況は記録するとともに、必要に応じ写真撮影をすること。